

会 議 事 録

1 会議名	第4回長岡市入札監視委員会
2 開催日時	令和7年12月8日（月曜日） 午前10時から午後0時20分
3 開催場所	まちなかキャンパス長岡 3階 302会議室
4 出席者名	(委員) 細貝委員長 加瀬委員 村越委員 (五十音順) (事務局) 小見工事検査監 契約検査課 諏佐課長 桜井工事監理担当課長 佐藤課長補佐 大平係長 於島主査 木村主査 佐藤主査 須佐主事
5 欠席者名	山下副委員長、茂澤委員
6 議題	(1) 令和6年度入札・契約状況等について (2) 入札・契約案件の個別審査について
7 審議結果の概要	(1) 令和6年度入札・契約状況等について 資料No.1 について説明 (2) 入札・契約案件の個別審査について ・ 前回審査での質問事項への回答 資料No.2 について説明 ・ 個別審査案件一覧 (令和7年7月～9月(変動型最低制限価格採用)分) 資料No.3 について説明 (3) 固定型最低制限価格制度導入に伴う同額(近似値)入札調査について 資料No.4 について説明

	<p>(4) 次回以降の個別審査対象案件の抽出方法について 資料No.5 について説明</p>
<p>8 審議の内容</p>	
<p>委員</p>	<p>3 議題</p> <p>(1) 令和6年度入札・契約状況等について</p> <p>資料No.1 「令和6年度公共工事契約状況、入札における不調・打切り状況、落札率の動向、令和6年度工種別・入札契約方法別の契約件数、全額集計表 (R6.4.1～R7.3.31)」</p> <p>〈質疑応答〉</p> <p>物価高騰や人材不足は始まったばかりで、むしろこれからが本番というように報道等で聞くが、今後の傾向と対策はどのように考えているか。</p>
<p>事務局</p>	<p>物価高騰については、令和5年度に急激に高騰したが、令和6年度以降は物価高騰は続いているものの、その上昇のペースは落ち着いてきている。令和5年度の最低入札価格が予定価格の110%超えが多かった理由としては、入札業者が過度に先を見通して入札していたと思われる。</p> <p>また、入札に参加するものがいなかったり、入札者が1者になったりする状況は今も続いている。人手不足が続いていると思われるが、急激にこれを解消するのはなかなか考えにくいので、市としても入札に参加しやすい仕組み、入札参加要件の緩和など考えている。</p>
<p>委員</p>	<p>入札参加者が減って公共工事そのものが成り立たなくなるのではないかと全国的に問題になっている。変動型、固定型といった制度の変更だけではなく、要件の緩和など今後も入札制度について考えてほしい。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>技術者不足が今後も続くと大変。市や国の人材不足への対策は、 国全体で建設業者の労働環境の整備を行っている。例として週休 2</p>

	<p>日制度を全国的に推進しており、市もこれを推進している。県の制度に習い、週休2日を達成した場合には請負額の割り増しを行っている。こういった労働環境の整備は、若手就労者を増やすことに繋がる取組で今後も検討が必要。</p> <p>(2) 入札・契約案件の個別審査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回審査での質問事項への回答 <p>資料No.2「第3回入札監視委員会 個別審査案件④に関する質問への回答」</p> <p>〈質疑応答〉</p> <p>委員 応札者は合計を積算し、下限価格も算定したうえで、諸経費を調整し合っているということが理解できた。又、前は抽出された資料案件だけを見ていたので、下限価格の+1円とする入札者が並んだことが目立っていたが、資料No.2別添で類似案件を提示いただき、他にも同じような案件があり、特殊なケースではないということも分かった。最低制限価格の制度が変動型から固定型に変更した後にこのようなケースがあっても、それは業者がしっかり算定した結果であると考えてよいか。</p> <p>事務局 変動型最低制限価格制度では、落札したい業者は下限価格そのものを狙っても落札できないため、いくらかプラスして入札していたが、その額がどんどん縮まって+1円という形になった。固定型では下限価格がなく、最低制限価格の算出が可能のため、落札したい業者は最低制限価格と同額を狙ってくるので+1円のような案件はなくなると思われる。</p> <p>委員 今ほど説明のあった資料No.2別添④の案件についてはよく分かった。⑥⑦について、入札額が予定価格より100万円単位で大きな差がある業者がいる。単に落札する気がないのかもしれないが、一覧にしてみると業者の実態を表しているようにも見える。見積りを取り積算してもこれだけの差が出るということは、企業努力もありながら、こちらも現状を表しているのではないか。原材料の高騰や人手減があっても、入札金額を下げてもこのような状態が続けていくと企業の体力が削がれていくという心配はないか。将来担い手がなくなるという心配はないのか。</p>
--	---

事務局	<p>変動型最低制限価格を採用していた期間は、当初落札率が低かったため、下限率を上げて、落札率を上げていった。固定型は国の基準に合わせた最低制限価格にしており、予定価格の 90%程度と低すぎない額に算定されるようになってきている。そのため企業の体力が落ちるような低入札にはならないと考えている。</p>
委員	<p>資料No.2 別添⑤の案件の無効の理由は、</p>
事務局	<p>この案件は1 抜け方式を採用し、1 件目を落札した業者は2 件目は無効となり落札ができない。④⑤の案件が2 本一抜けで、④の案件をくじ引きで落札した業者は、⑤の案件で無効となっている。</p> <p>・個別審査案件一覧 資料No.3 「個別審査案件一覧」 個別審査案件① 1018393 ス振工第5号 〈質疑応答〉 質疑なし</p> <p>個別審査案件② 1018370 7道整補第6号 〈質疑応答〉</p>
委員	<p>総合評価方式の評価が、価格だけでなく総合的に判断することはなかった。この案件では、入札金額に技術評価点とか、その他の評価によって総合評点が決まっている。</p> <p>この技術評価点などの一連の数字はこの時だけのものなのか。</p>
事務局	<p>工事ごとに評価する項目が違うため、技術評価点は案件ごとに設定している。低入札調査基準価格に一番近く、技術評価点が高い業者が落札できる。今回の案件は土木一式工事のため、積算がしやすく、複数の業者が低入札調査基準価格と同額で入札している。一番上の業者は低入札調査基準価格より安い金額で入札したため、減点となった。技術点と価格点を合わせて順位を決めたということで、技術力があっても入札額が適切でなければ1位は取れない、逆に価格が1位であっても技術点の差で1位になれないということがある。</p>
委員	<p>入札した業者が次はここを企業努力していこうとすることで、より公正な入札になると思うがその余地があるのか。人員等を見る評価は</p>

事務局	<p>よいが、低い金額を入れた業者が減点になるというのはどうなのか。</p> <p>低入札調査基準価格は、通常の入札でいうところの最低制限価格と同じ意味合い。最低制限価格や低入札調査基準価格を設定している理由は、一定以上の工事の品質を必要としているから。もし、低入札調査基準価格以下で入札した業者が落札した場合は、落札後に工事を施工できるか調査することになっている。</p>
委員	<p>こういった案件では、技術評価点を上げないと入札価格が低くてもどうにもならないように見える。技術評価点をどう評価するのか、方法について業者の問題意識や不満は残らないのか。</p>
事務局	<p>今回は積算がしやすい土木一式工事のため、技術評価点の影響が色濃く出た。案件ごとに設定する技術評価の内容をどうするか、よく検討する必要があると思う。</p>
委員	<p>入札公告の時点で、総合評価方式を採用していることや技術評価点の内容は明らかにされているのか。</p>
事務局	<p>明らかになっている。</p>
委員	<p>この案件の落札者は、工事成績の点数は低い、「配置予定技術者の能力」欄の「同種工事の実績」の点数が高く、「地域貢献度」欄の「地域実績（除雪）」の点数が高い。この評価調書の内容がオープンなら、次はこの項目を頑張ろうと検討できるのではないか。</p>
事務局	<p>評価調書はこのままの形で市のホームページに公開されている。業者もこの結果を見て、今後の入札の参考にできる。</p>
委員	<p>個別審査案件③ 1018161 7道整補第5号 〈質疑応答〉 7者が最低制限価格未満で無効となっているが、その原因は何か。</p>
事務局	<p>これが変動型最低制限価格制度の課題となっていたもの。最低制限価格は中央値計算となったことと、下限価格のぎりぎりを狙いすぎた業者が多かったもの。</p>

委員	制度上の差異でやむなしとのことか。
事務局	変動型最低制限制度では開札してみないと中央値がどの業者になるか分からない。
委員	落札後、工事をしてみて不良があった場合は。
事務局	工事検査の時点で見つからず、その後に著しい不具合で手直しが必要な場合は、瑕疵担保により手直しを行ってもらう。
	個別審査案件④ 1018204、1018297 ス振工第14号
	〈質疑応答〉
委員	1回目と2回目で同じ会社が応札しているが、1回目の入札後に下限価格を下回っていたことは予測できているのか。
事務局	1回目は個々の入札金額は公表していないが、入札取止め理由として「下限価格以上の価格で入札をした者がいなかったため入札を打ち切り「取止め」とします。」と公開している。どの業者がいくらで入札したかは公開していない。
委員	2回目の入札で予定価格は下がるというのは予測できるのか。
事務局	入札参加者全てが下限価格未満だったという1回目の入札状況を踏まえ、市の設計を見直した結果、2回目は予定価格を下げたものであり、これまでも同様な見直しを行っているものである。
委員	固定型最低制限価格入札制度について、一般市民からの意見、反響はないか。
事務局	特にない。
委員	固定型最低制限価格制度について、議会でどのような質問があったのか。

事務局	一部議員から、令和元年度の情報漏洩をもとに作った変動型最低制限制度を、5年で元の制度に戻してもよいのかといった内容の質問があり、説明した。変更することに賛同した議員もいた。
委員	最低制限価格制度を変動型から固定型に変更するというのは議決案件か。
事務局	議決案件ではない。
	個別審査案件⑤ 1018256 福工第1号
	〈質疑応答〉
委員	1回目に比べ2回目で入札額が大きく下がっているが、再入札で設計変更はあるのか。
事務局	設計変更はない。再入札通知を出す際に、最低入札価格を表示しているため、業者は最低入札価格未満で再入札する。
委員	落札業者は1回目に利益を見込んで高めの金額で入札したのか、2回目の入札は赤字覚悟で入れたのか等の把握はしているか。
事務局	市では把握していない。
	個別審査案件⑥ 1018317 建配更第3号
	〈質疑応答〉
委員	指名競争入札で辞退業者が10者いるが、技術者不足によるものか。
事務局	指名競争入札の場合は辞退理由書を提出してもらっているが、理由としては技術者不足が目につく。
委員	前半のものに比べると、下限価格+1円の入札と違い、辞退もあり、本来の入札らしい結果となっている。結果について市の見解は。
事務局	入札参加者が少なく、予定価格との差の分析はできていないが、年度当初に比べ、年度後半の方が業者の手不足感がある。そのため利益を見越した入札をしているように思われる。

	<p>個別審査案件⑦ 1018187 教建経第21号</p> <p>〈質疑応答〉</p>
委員	<p>最近、工事中の不備、事故等のニュースを目にする機会があるが、工事にはこういった不備や事故に備えた金額もプラスして見込んでいるか。</p>
事務局	<p>工事の設計額の中に安全対策費用も見込んでおり、それらを考慮して参加者は入札金額を決めている。</p>
委員	<p>事故を起こすと次の入札への影響はあるか。</p>
事務局	<p>周りに迷惑をかけるか等事故の程度によって影響度が違う。程度によっては明確になった時点で指名停止となり、指名停止の期間中は入札に参加できない。工事の完了検査の評点にも影響が生じる。</p>
委員	<p>下限価格未満の業者が3者いるが、固定型最低制限価格制度であれば、この業者の入札は有効になっていたか。</p>
事務局	<p>算出をしてみないと分からないが、固定型でも最低制限価格は予定価格の91%前後なので、最低制限価格未満で無効だったと思われる。</p>
	<p>個別審査案件⑧ 1018376 北事施工第2号</p> <p>〈質疑応答〉</p>
委員	<p>1回目も2回目も辞退している業者がいるが、2回目も辞退理由書は提出されるのか。</p>
事務局	<p>指名競争入札の場合は提出される。ただし、再入札の場合は、これ以上入札金額を下げられないといった理由だと思われる。</p>
委員	<p>指名選定理由について、案件⑥では、水道管工事に登録されているA級15者となっていたが、この案件では解体工事に登録されている業者10者となっており、等級の指定がない。等級のありなしの違いや選定業者数の違いは何か。</p>
事務局	<p>あらかじめ等級を決めている工種が限られており、解体工事には等級がない。</p>

委員	何者指名するかも規定はあるか。
事務局	発注標準に基づいている。工種ごとに金額のレベルに応じて発注標準を定めている。
委員	この案件は不落随契での決定となっているが、1回目の見積書で予定価格以上だと、もう一度協議をするのか。
事務局	繰り返し協議する。
	個別審査案件⑨ 1018273 環事寿工第2号
	〈質疑応答〉
委員	この資料で、「入札者」、「入札」との表記となっているが、初めから随意契約を行うと決まっても入札という形をとったのか。
事務局	見積書を提出してもらって見積合わせを行った。表記が適切ではなかった。
	個別審査案件⑩ 1018196, 1018303, 1018397 建浄第7号
	〈質疑応答〉
委員	1回目が入札し取止め、2回目は全者入替で入札し取止め、3回目2回目に応札した業者と1者随契となっているが、もしこの業者が110%越えだったとしても随意契約を行うのか。何%とは関係なく2回目の一番最低金額の会社と随意契約するのか。
事務局	随意契約の業者選定については発注課に任せており、明確な基準はないが、一連の流れを見た中で受注可能で実績や意欲があることなどを総合的に考慮し決定する。今回は金額が若干高めだったというだけで受注の可能性があると判断し、見積合わせを行った。
委員	例えば、1回目の予定価格以上の2者が同じくらいの落札率だった場合、どちらを随契相手にするのか。どちらが意欲があるとか、どちらが適切に工事ができるとか判断するのか。1回目の参加業者が選ばれることもあるのか。

事務局	<p>2 回目の入札で全者辞退だった場合は、1 回目の業者と随意契約する可能性はある。不調案件は参加者や入札金額は、入札結果としては公表しない。総合的に判断する。</p>
委員	<p>再入札になることはよくあることなのか。</p>
事務局	<p>機械器具設置工事は特殊性の高い工事で、土木系よりも積算しにくいため、市の積算と入札金額に差があり再入札になった。</p>
委員	<p>再入札では、業界全体でこの業者に任せようといった調整が出る可能性があるのか。</p>
事務局	<p>市としてはそういった見解はない。1 回目、2 回目ともに辞退したのは単純にマンパワー不足だと思われる。</p>
委員	<p>マンパワー不足はこれからも問題になると思われる。委員長から、参加要件の緩和といった意見があった。参加要件の緩和を検討するならどこか。</p>
事務局	<p>直近では、J V（特定共同企業体）の参加要件を見直した。令和 6 年度までは、1 億円以上は 2 者以上の J V の結成を必要としていたが、令和 7 年度からは、1～3 億円までは単体又は 2 者 J V、3～6 億円は 2 者 J V、6 億円以上は 3 者 J V を参加要件とすることに変更した。J V を結成すると配置が必要な技術者が多くなってしまうため、技術者の配置の緩和につながった。それ以外については今後、必要に応じて検討していく。</p>
委員	<p>（3）固定型最低制限価格制度導入に伴う同額（近似値）入札調査について</p> <p>資料 No. 4 「固定型最低制限価格制度導入に伴う同額（近似値）入札調査について」</p> <p>入札のパターンや数字的な根拠も公表されている中で、A I の活用により安易に予定価格の近似的な数字を出すことが可能になるような環境の変化について、何か対策は検討しているか。</p>

事務局	<p>今のところ、A Iによる積算は聞いたことがない。現在、公表されている単価や歩掛りについて業者は市販の積算ソフトを使用して計算していると聞いている。</p>
委員	<p>(4) 次回以降の個別審査対象案件の抽出方法について</p> <p>資料 No. 5 「次回以降の個別審査対象案件の抽出方法について」</p> <p>個別審査対象案件の抽出は経験した後に率直な意見をお伝えしたい。今までは、抽出してもらった案件について意見や質問をしたが、ボリュームもあり、バランスの取れた抽出が出来るか懸念がある。事務局からのアシストをお願いしたい。</p>
事務局	<p>個別審査対象案件の抽出については、随時相談いただきたい。事務局にお声がけいただき、相談しながら案件を絞るでもよい。</p>
9 会議資料	別添のとおり